



# 子育て・教育

～児童手当・学校関係・学童～

## 児童手当

問 住民生活課 ☎34-0962

### 支給対象者

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

### 支給の額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## 児童扶養手当

問 住民生活課 ☎34-0962

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として兵庫県から支給される手当です。

- 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満の障がいのある児童を養育している父または母にかわってその児童を養育している方、あるいは父または母が極めて重度の障がいがある家庭の親に支給されます。
- 手当は児童数に応じて支給されます。受給者や同居している扶養義務者の所得によって、手当額の一部または全部が停止になる場合があります。

## 特別児童扶養手当

問 住民生活課 ☎34-0962

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的に、20歳未満の障がいのある児童を家庭において監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に兵庫県から支給される手当です。

- 手当は、対象児童の数と等級（障害者等手帳の等級とは異なります）に応じて支給されます。受給者およびその配偶者、扶養義務者の所得によって手当の支給は停止されます。

## 保育所

問 教育課 ☎34-0212

### ■保育所への入所

保育所は、両親が仕事や病気など事情があって保育できない場合、両親に代わって「保育の必要な子ども」を保育する施設です。保育所を利用する場合は、保育の必要性について支給認定を受ける必要があります。保育所は、私立寺前保育所（寺前396番地）、私立神崎保育園（中村33番地）があります。

#### 寺前保育所

定員：50人  
 開所時間：午前7時～午後6時（日曜日・祝日は休み）  
 特徴：園庭開放（毎週火・金曜日午前9時～正午）  
 子育て相談、親子遊び  
 （毎月第2・第4月曜日午前9時30分～11時）  
 電話番号：34-1538

#### 神崎保育園

定員：90人  
 開所時間：午前7時～午後6時（日曜日・祝日は休み）  
 特徴：園庭開放（毎週月・水曜日午前8時30分～11時30分）  
 子育て相談（毎月第2・第4火曜日）  
 0～2歳児の親子対象子育て教室（毎月第2・第4月曜日）  
 電話番号：32-0284

### ■子育て支援サービス

サービス事業名	サービス内容
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が疾病・疲労など身体上・精神上の理由により、家庭で子育てが困難となった場合などに、児童養護施設などで一時的に養育・保育を行う。
一時預かり事業	就学前までの児童を、理由を問わず保育所などで一時的に預けることができる。
病児病後児保育事業	生後6か月から小学校6年生までの幼児などが急な病気やけがで、保育所などでの集団生活ができず、保護者の就労などの事情で家庭での保育が困難な場合に一時的に預けることができる。



# 幼稚園

問 教育課 ☎34-0212

## ■入園について

入園の申込みは、入園する年の前年 11 月に受付を行います。広報紙などで募集期間をお知らせします。また、年度途中であっても、入園を希望される場合は随時受付を行っています。

### 預かり保育

幼稚園では町立幼稚園に通う園児を対象に「預かり保育」を実施しています。

#### ●実施日

- 平日通常保育終了後
- 長期休業中（土・日・祝日、特に定める日※を除く）

※お盆(8/13～15)、年末年始(12/28～1/4)、年度末、幼稚園が臨時休園になった日

#### ●実施園

神崎幼稚園・寺前幼稚園（※長谷幼稚園に通う園児も実施園で利用できます。）

### 町立幼稚園一覧

学校名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
神崎幼稚園	679-2414	神河町栗賀町 6 1 1 番地	32-1790	32-2880
寺前幼稚園	679-3116	神河町寺前 1 9 2 番地	34-0724	34-1661
長谷幼稚園	679-3103	神河町長谷 6 4 7 番地	080-8756-6603	35-0062

# 小学校・中学校

問 教育課 ☎34-0212



神河中学校

## ■入学について

入学する児童・生徒の保護者宛に、入学する年の 1 月末までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した就学通知書を送付します。

### 次の場合は、教育課へご連絡ください。

- 入学通知書が届かない場合
- 入学通知書を受け取った後に転居、転出する場合
- 入学通知書の記載内容に誤りがある場合
- 国立、私立の学校に入学する場合
- 心身に障がいのある場合や病弱なため、指定した学校以外への就学を希望する場合

### 就学時健康診断

小学校へ入学する前年 11 月に就学予定校で健康診断を行います。10 月中旬頃、保護者宛に通知します。



子育て・教育

## ■転入学について

転入学区分	必要な手続き内容
町外から町内への転入学	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育課および学校に転校予定の連絡をしてください。</li> <li>●在籍している学校で、在学証明書など必要な書類を受取り、旧住所地の住民登録窓口で、転出手続きをしてください。</li> <li>●住民生活課窓口で、住民登録手続きをした後、教育課で「就学通知書」を受取ってください。</li> <li>●旧在籍校で受取った在学証明書など必要な書類を転居先の指定された小学校・中学校へ提出してください。</li> </ul>
町内間で転居するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育課および学校に転校予定の連絡をしてください。</li> <li>●在籍している学校で、在学証明書など必要な書類を受取り、住民生活課窓口で住民登録の異動手続きをし、教育課で「就学通知書」を受取ってください。</li> <li>●旧在籍校で受取った在学証明書など必要な書類を転居先の指定された小学校・中学校へ提出してください。</li> </ul>
町内から町外への転出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育課および学校に転校予定の連絡をしてください。</li> <li>●在籍している学校で、在学証明書など必要な書類を受取り、住民生活課窓口で住民登録の異動手続きをしてください。</li> <li>●転出先の住民登録窓口で住民登録手続きをし、旧在籍校で受取った在学証明書など必要な書類を指定された小学校・中学校へ提出してください。</li> </ul>

### 町立学校一覧

学校名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
神河中学校	679-3116	上岩 25 番地の 1	34-0030	34-1355
神崎小学校	679-2414	粟賀町 611 番地	32-0025	32-2511
寺前小学校	679-3116	寺前 435 番地の 1	34-0024	34-0147
長谷小学校	679-3103	長谷 647 番地	35-0012	35-0062

### 就学援助制度

経済的な理由により、就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費などを援助する制度があります。詳しくは、各学校または教育課へお問い合わせください。

## 学童保育クラブ

問 教育課 ☎34-0212

学童保育クラブでは、帰宅時に保護者が家庭にいない小学生を対象に、学習・遊び・生活の場を提供します。

### 開設日

日曜・祝日・特に定める日※を除く毎日  
 ※お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月28日～1月4日)  
 ※警報が発令された日、学校が臨時休校になった日

### 開設時間

平日：授業終了後～午後6時15分  
 平日以外：午前7時45分～午後6時15分  
 (土曜日や長期休業中、学校の振替休日など)

### 対象

小学生 全学年

### 開設場所

- 神崎エリア…… 神崎小学校体育館2F 学童ルーム(定員80名)
- 大河内エリア… 寺前小学校体育館1F 学童ルーム(定員40名)  
 ※土曜日は神崎学童ルームで開設

### 使用料

区分	1日当たりの使用料	
平日	500円	1か月上限6,000円 (8月のみ上限10,000円)
平日以外	1,000円	
傷害保険料 (全員加入)	800円/年	
おやつ代	60円/日	



# 子育て学習事業 おひさま



児童センター  
「きらきら館」

☎32-2410

幼稚園・保育所に行くまでの子と保護者を対象に子育て支援をしています。年齢別グループ活動や体操教室は、1年を通じて、集団あそびや親子の関わりを深める活動をしています。自由参加活動では、学習会・地域交流・世代間交流などさまざまな活動を行っています。また、子育て相談、絵本の貸出しなどもしています。

## 児童センター きらきら館 ☎32-2410 (中村 29 番地)

人と人のふれあいができる地域のコミュニティとして、また子どもの成長を促す場として開館しています。本の貸し出し、子ども向けイベントや工作教室などを開催し、地域に出向くあおぞら図書館も行っています。また、きらっと応援団などボランティアや自主サークルの育成・支援も行っています。

**休館日** 月曜日

**開設時間** 午前 9 時～午後 5 時



## おひさまルーム (大河内保健福祉センター 2 階) ☎34-0315 (比延 5 番地の 2)

親子で利用できるプレイルームです。小さい子が大好きなおもちゃ・絵本がいっぱいあります。

**休館日** 土日祝祭日

**開設時間** 午前 10 時～午後 4 時



# 教育相談



教育課 ☎34-0212

いじめや不登校など、子どもの教育上のさまざまな悩みについて、本人や保護者からの相談に応じています。

**相談受付** 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)

# 病児病後児保育



教育課 ☎34-0212

保護者が仕事などにより家庭で保育できない場合に、一時的にお子さまをお預かりします。

**【対象児童】** 概ね 6 か月から小学校 6 年生まで

**【対象となる病気】** ①風邪や下痢などの日常的にかかる病気

②水ぼうそう、風しん、インフルエンザなどの感染症疾患

③骨折やけがなどの外傷性疾患

※病気の急変の可能性が高い場合や新型コロナウイルスなどの感染性の高い疾患の場合はご利用できません。

**【定員】** 2 人/日

**【開設日】** 土日曜・祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く毎日

**【開設時間】** 午前 8 時 30 分～午後 6 時まで

**【利用料】** 神崎郡在住…2,000 円/日

神崎郡外在住…3,000 円/日

**【開設場所】** ケアステーションかんだぎ 2 階 (公立神崎総合病院敷地内)



子育て・教育



# 環境

～ごみ・動物・水道～

## ごみの収集

問 住民生活課 ☎34-0963  
問 クリーンセンター ☎32-2888

ごみの分別・収集日については、「ごみ収集カレンダー」に詳しく記載しています。お手元がない方は、住民生活課にお問合せください。また、神河町ホームページの「ごみに関する情報」に「ごみ収集カレンダー」と「ごみの分別早見表」を掲載していますので、ご覧ください。粗大ごみは、ごみステーションに出すことはできません。直接クリーンセンターに持ち込んでください。

神河町指定ごみ袋の料金は次のとおりです。町内のスーパー・小売店等で販売しています。

袋の種類	大きさ	価格(消費税込み)20枚入り
可燃袋(赤色)、資源袋(青色)	大	420円
可燃袋(赤色)、資源袋(青色)	中	330円
可燃袋(赤色)、資源袋(青色)	小	250円

### ごみステーションのルール

- できるだけ水分をとって片手で持てる程度(6kg)の重さにしてください。
- 氏名(フルネーム)を書いて午前8時までに出してください。
- 長いごみは、50cm以下に切って出してください。
- 少しでも金属が付着している物は、金属として出してください。
- 危険な物(ガラス・包丁・電池など)を出す場合は段ボールを使用できます。

### ●ごみの持ち込み

中播北部クリーンセンターに直接ごみを持ち込むことができます。

ごみの種類		持ち込み日	時間	料金(1回ごとに計算)
家庭系	燃えるごみ	月～金 (祝日・年末年始12月30日～1月3日は除く)	午後1時～ 3時30分	100kgまで500円 それ以上は10kgごとに50円加算
	燃えないごみ 粗大ごみ	偶数月の第3日曜日 (祝日・年末年始12月30日～1月3日は除く)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時30分	
事業系	燃えるごみ 燃えないごみ	月～金	午前9時～11時30分	100kgまで1,250円 それ以上は10kgごとに125円加算

※家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)、消火器、ガスボンベ・発煙筒・石油類などの危険物、農薬・農機具、タイヤ、バッテリー、医療系ごみ(注射器・輸血セットなど)、パソコンは取扱いできません。

### ●コンポスト購入費を助成します

ごみの分別・減量・資源化のために、指定された生ごみ処理容器(コンポスト)の購入費用の約1/2(1,000円未満の端数は切り捨て)と、助成限度額のいずれか低い額を助成しています。例:町内の指定販売店で117,200円の電動コンポストを購入した場合、助成額は35,000円、個人負担額は82,200円です。

#### ●申請手続き

##### A・購入費を立て替えた後で、助成金を受ける場合

- ①町内または町外の店(ネット販売含む)で町の指定するコンポストを購入
- ②領収書と認印・振込先の通帳を持って住民生活課の窓口へ行き、手続き
- ③町から個人の指定口座に振り込み

##### B・町内の指定販売店で購入する場合

- ①認印を持って住民生活課の窓口へ行き、手続き
- ②交付された「助成券」を指定販売店に持参して、指定コンポストを購入
- ③町から指定販売店に振り込み

#### ●指定コンポストの品名と耐用年数

※助成台数は1世帯1台で、耐用年数期間内は再申請できません。

品名と耐用年数	助成限度額(町外で購入した場合)	販売先
①木製コンポスト(底あり)5年	11,000円(10,000円)	かんざきピノキオ館 など
②木製コンポスト(底なし)3年	10,000円(9,000円)	かんざきピノキオ館 など
③電動コンポスト10年	35,000円(30,000円)	家電販売店 など
④釣鐘型コンポスト8年	3,000円(2,000円)	ホームセンター など
⑤EMぼかしコンポスト10年	4,000円(3,000円)	ホームセンター など

## 飼い犬の登録

問 住民生活課 ☎34-0963

### ●飼い犬の登録をお願いします

犬の飼い主には、居住している市区町村に飼い犬の登録をすることが法律により義務付けられています。生後91日以上が経過している犬を飼う際には、登録をお願いします。(登録手数料1頭:3,000円)犬が死亡した際、飼い主が代わった際や、転出される際などはお知らせください。

### ●狂犬病予防注射を受けましょう

生後91日以上が経過している犬は、年に1回は狂犬病予防接種を受ける必要があります。飼い犬の登録をしている方には、毎年4月に町内各地で実施する集合注射の案内が届きます。動物病院でも接種はできますが【岸田動物病院・村上どうぶつ病院・田中動物病院・かない動物病院】以外の病院で接種された場合は、住民生活課にて公的な接種済票を交付しますので、病院で受領された注射済証をご持参ください。(注射済票交付手数料:550円)



環境

# 粗大ごみの有料戸別収集

(高齢者・身体障がい者世帯対象)

問 住民生活課 ☎34-0963

- 収集対象ごみ  
たんす、机、ベッドなどゴミステーションに出せない大型ごみ
- 利用対象者
  - ① 高齢者世帯(65歳以上の高齢者のみの世帯であって、自家用車(軽トラック等)を所持していない又は自動車を運転できる方がいない世帯)
  - ② 障がい者世帯(次のアからウまでのいずれかに該当する方で、自家用車を所持していない又は自動車を運転できる方がいない世帯)
    - ア 身体障がい者手帳を所持している方
    - イ 療育手帳を所持している方
    - ウ 精神障がい者保健福祉手帳を所持している方
- 収集料金  
収集1回につき2,000円
- 申し込み方法
  - ① 電話により役場住民生活課へ予約を行う。  
※住所・氏名・電話番号・ごみの品目・個数などをお知らせください。  
※粗大ごみの個数は最大5個まで(軽トラックに積みきれない場合は5個以下でお願いします。)
  - ② 収集日までに「粗大ごみ収集申請書」を役場住民生活課に提出。(神崎支庁舎でも受け付けます。)
  - ③ 収集手数料を役場会計(神崎支庁舎)へ納付。
  - ④ 粗大ごみシールの発行を受ける。
  - ⑤ 粗大ごみにシールを貼り付け、収集日当日までに家の玄関先等、収集作業に支障のない場所に粗大ごみを搬出してください。  
※収集作業員は、家の中へは入りません。必ず粗大ごみを家の外へ搬出してください。  
※粗大ごみシールの貼っていない物は収集できません。
- 収集日  
毎月第1・第3月曜日(午前中)  
※当日が祝日等休日の場合は翌日になります。  
※1日1世帯、1回の収集を行います。

# し尿汲取り

問 住民生活課 ☎34-0963

- 申込み方法  
住民生活課または神崎支庁舎にて、申込みを受け付けています。住所・氏名・連絡先をお伝えください。
- 汲取り券の購入・提出  
汲取り後、汲取った量分の汲取り券を住民生活課または、神崎支庁舎へ提出してください。  
汲取り券は、町内の兵庫西農協で購入ができます。(汲取り券料金:662円/100ℓ券)
- 仮設トイレの汲取り料金は、汲取り量に対してではなく、仮設トイレの数に応じた料金となります。  
1基 6,000円 (同一所在地に設置された2基目以降は1基3,500円)

# 上水道

問 上下水道課 ☎34-0966

- こんな時は手続きを  
転入・転出・転居で水道を開始・休止・廃止するとき、所有者や使用者の名義が変わるときは、上下水道課または神崎支庁舎での手続きが必要です。水道料金のお問合せは上下水道課へご連絡ください。
- 水道料金  
水道料金は、基本料金と超過料金からなり、毎月請求を行います。口座振替でのお支払いを希望される方は、町指定の金融機関または上下水道課、神崎支庁舎で、指定の用紙により手続きを行ってください。

- 水道の検針…毎月3日～7日に行います。
- 漏水の確認…家中の蛇口等を全部閉めて、水道を使用していない状態にして、メーターのパイロット(メーター内銀色のこま)を見てください。パイロットが少しでも回っているときは漏水です。

※早期発見のためにも、毎月必ず「水道ご使用量等のお知らせ」をチェックするようにしてください。ご家庭や事業所内(水道メーターを境とする使用者側の部分)で器具の破損や管の破裂などの故障が起きた場合は神河町指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

## 水道料金表(1か月あたり税込)

	料金
基本料金 10立方メートルまで	1,892円
超過料金 1立方メートルごとに	231円

## メーター使用料(1か月あたり税込)

	料金
13mm	99円
20mm	165円
25mm	176円

## 水道の加入金(税込み)

	料金
13mm	83,600円
20mm	209,000円
25mm	279,400円

※30mm以上は上下水道課へお問合せください。

※その他の工事にかかる費用は直接上下水道課にお問合せください。

## 水道加入負担金の免除・減免について

令和7年3月31日までの間に、神河町内に自己の居住用の住宅を新築・購入する場合、補助条件を満たすと必要な加入負担金を免除・減免します。

- 水道加入金のうち一般家庭用(口径13mm)の加入負担金83,600円を免除、これより大きい径については83,600円を減免 ※補助の条件などは上下水道課へお問合せください。



環境

# 下水道

問 上下水道課 ☎34-0966

## ●こんな時は手続きを

転入・転出・転居で下水道を開始・休止・廃止するとき、所有者や使用者の名義が変わるときは、上下水道課または神崎支庁舎での手続きが必要です。下水道料金のお問合せは上下水道課へご連絡ください。

## ●正しく使用を

下水道を使用される場合は、残飯や油、ゴミ、燃料などの危険物、その他水に溶けない異物(紙おむつやペーパータオル)は絶対に流さないでください。水質に悪影響が出るほかポンプや機器が破損したり、汚水の逆流・溢出等の事故が発生する原因になります。

神河町では、処理場の負荷軽減や汚水管路の詰まり防止のため、各ご家庭に「クリーン柵」の設置が必要となっており、台所・風呂場・洗面台などからのゴミや毛が処理施設に流れてこないようになっています。「クリーン柵」は、月に1~2回程度清掃しないとゴミが流出したり、内部で腐敗して臭気の原因となりますので、定期的な点検と掃除をお願いします。

## ●下水道料金

下水道料金は、基本料金と使用料金からなり、毎月請求を行います。口座振替でのお支払いを希望される方は、町指定の金融機関または上下水道課、神崎支庁舎で、指定の用紙により手続きを行ってください。

### 下水道利用料金(税込み)

	料金
基本料金	3,300円
使用料金(1立方メートルごとに)	55円

町水道と井戸水などを併用されている場合は、井戸水などを使用する人数に対して2立方メートルを乗じた水量と水道使用水量の合計を生活排水の量とみなし算定します。

### 下水道の加入金(税込み)

	料金
加入金	349,800円

その他の工事にかかる費用は直接上下水道課にお問合せください。

## 下水道加入負担金の免除・交付について

令和7年3月31日までの間に、神河町内に自己の居住用の住宅を新築・購入する場合などに補助条件を満たすと必要な加入負担金を免除・交付をします。

- 下水道加入金349,800円を免除します。 ※補助の条件などは上下水道課へお問合せください。

# 合併浄化槽

問 上下水道課 ☎34-0966

## ●合併処理浄化槽の補助金について

合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付します。

対象地域 / (1)浄化槽整備区域 (2)下水道事業計画区域内で、下水道の整備が技術的に困難である区域

※対象地域など詳しい内容については上下水道課までお問合せください。

人槽区分	補助限度額(T-N除去を伴った場合※1)
5人槽	580,000円
7人槽	830,000円

※1:浄化槽からの放流水に含まれるT-N(トータル窒素)が20mg/L以下(日間平均値)となる機能を有する浄化槽を設置する場合

※8人槽以上は上下水道課へお問合せください。

## ●こんな時には手続きを

合併浄化槽の管理を町に委託されている方で、転入・転出・転居で合併浄化槽の使用を開始・休止・廃止するとき、所有者や使用者の名義が変わるときは、上下水道課または神崎支庁舎での手続きが必要です。

## ●管理委託料

合併浄化槽の管理を町へ委託した場合の料金は、下水道料金と同額で、基本料金と使用料金からなり、毎月請求を行います。口座振替でのお支払いを希望される方は、町指定の金融機関・上下水道課・神崎支庁舎のいずれかで、指定の用紙により手続きを行ってください。

### 合併浄化槽利用料金(税込み)(町へ管理を委託した場合)

	料金
基本料金	3,300円
使用料金(1立方メートルごとに)	55円

※ご利用いただける町指定の金融機関

兵庫西農協、但陽信用金庫、但馬銀行、みなと銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行

## ●補助金の加算について

令和7年3月31日までの間に、神河町内に自己の居住用の住宅を新築・購入する場合、補助条件を満たすと補助金の加算を受けられます。

・加算額:上限349,800円 ※補助の条件などは上下水道課へお問合せください。

# 地籍調査

問 地籍課 ☎34-0965

地籍調査とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を確認し、境界の位置の測量と面積の測定を行う調査です。その成果は登記所に送られ、登記簿の記載事項と地図が更新されます。

## ■地籍調査成果等の閲覧

地籍調査およびほ場整備の登記が完了した土地については、地籍課において地籍図、境界の位置を示す座標値データなどの閲覧を行うことができます。

## ■法定外公共物(里道・水路等)

### ●法定外公共物使用申請

水路に住宅などへの通路橋を設置するなど、法定外公共物(里道・水路など)を使用する場合は、法定外公共物の使用許可申請を行っていただく必要があります。また、許可後は、5年毎に更新手続きが必要です。



● 法定外公共物用途廃止申請

既に里道または水路としての原形をとどめておらず、公共物としての用途がなくなっているものについては、占有者などが買取ることを前提に法定外公共物の用途廃止申請を行うことができます。

## ■ 地籍調査の基準点・境界杭について

- 調査時に設置した杭は、基準点や境界を示す大切な杭となりますので、保護をお願いします。
- 境界杭がなくなっている場合の復元は個人でしていただいています。

# 道路の占用

問 建設課 ☎34-0964

## ■ 道路占用の許可

道路区域において工事などを行う場合は、道路管理者の許可を受ける必要があります。

### 道路占用許可申請書（道路法第32条申請）

宅地などへの出入り口を設けたり、道路地下に排水管などを埋設したり、道路の上空に看板を突き出して設置する場合など、道路区域を使用するとき。

### 道路工事施工承認申請（道路法第24条申請）

自動車の乗り入れなど宅地などへの出入り口を設けるため、歩道の切り下げやガードレールなどの撤去、道路法面を埋め立てたりするとき。

書類の提出先▶

道路区域	
町道	建設課
国道・県道	中播磨県民センター（姫路土木事務所管理1課） ☎079-281-3001（代表）☎079-281-9458（直通）

# 建築確認申請

問 建設課 ☎34-0964

## ■ 建築確認の届出

建物を建てる（増改築や移転も含む）場合は、事前に建築確認申請書または建築工事届の提出が必要です。（ただし、延べ面積が10平方メートル以内の物件については申請の必要はありません。）

### ● 建築確認申請が必要な建築物（建築基準法第6条第2項）

①木造	3階建て以上のもの、または、延べ面積が500平方メートルを超えるもの、高さ13メートル、もしくは、軒の高さ9メートルを超えるもの
②木造以外（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレハブ等）	2階建て以上のもの、または延べ面積が200平方メートルを超えるもの
③特殊建築物（共同住宅、学校、店舗、倉庫、車庫等）	用途に供する部分の床面積が200平方メートルを超えるもの
④土砂災害特別警戒区域内において居室も有するもの（土砂災害防止法第25条）	—

※増築する床面積が10平方メートル以内であれば申請の必要はありません。

※建築確認申請が必要な物件については、兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築2課との事前協議が必要ですのでご注意ください。

※大規模建築物などにおいては景観条例にかかる協議も必要です。

問合せ先▶

中播磨県民センター（姫路土木事務所まちづくり建築1課） ☎079-281-3001（代表） ☎079-281-9653（直通）

### ● 建築工事届が必要な建築物（建築基準法第15条）

建築確認申請の有無に係わらず工事対象の床面積が10平方メートルを超える場合は建築工事届が必要となります。

※新築・増築する床面積が10平方メートル以内であれば申請の必要はありません。

書類の提出先▶

届出書類	
建築確認申請書	県知事が指定する指定確認検査機構、建設課
建築工事届	建設課 ※建設課へ提出された場合は、町から姫路土木事務所まちづくり建築1課へ送付します。

# 屋外広告物（看板）等の届出

問 建設課 ☎34-0964

兵庫県屋外広告物条例により、建物等の壁面や敷地内に広告用の看板を設置する場合は、設置許可の申請が必要です。また、設置許可は2年ごとに継続更新の手続きが必要です。なお、手続きには、手数料が発生します（手数料の額は、広告物の大きさによって異なります）。

神河町は、設置禁止地域を除く全地域が許可を受ける必要のある地域です。また、広告物によっては、許可（設置）できない場合がありますので、事前に建設課にお問合せください。

書類の提出先▶

提出書類	
屋外広告物許可等申請書	建設課



環境